

和歌山市 認定こども園 設置・運営モデル（手引）

※掲載内容は、発行時の制度によるもので、今後、制度改正等により変更する場合があります。

令和3年11月

目 次

- はじめに
- 1) 認定こども園の概要
 - I 認定こども園の目的 4
 - II 認定こども園とは? 5
 - III 対象となる子ども 6
 - IV 利用のしくみ 7
 - V 認定こども園の種類 11
- 2) 認可・認定手続きの流れ
 - I 施設の整備・新規の認可 17
 - II 認可・認定変更の手続き 19
 - III 認定こども園の休廃止 19
 - IV 認定こども園の改善命令・事業停止・設置認可の取消し 19
- 3) 幼保連携型認定こども園
 - I 職員配置 20
 - II 設備基準 27
- 4) 保育所型認定こども園および幼稚園型認定こども園
 - I 職員配置 31
 - II 設備基準 35

5) 運営について

I	保育・教育の提供日について	36
II	利用等の手続き	36
III	教育・保育内容	39
IV	学級編成	40
V	子育て支援事業	41
VI	食事の提供	42
VII	健康管理	45
VIII	給付費・補助金について	47
IX	その他の運営について	48

6) 和歌山市独自の基準について

I	人権擁護	50
II	非常災害対策	51
III	安全管理対策	52
IV	食育の推進	53

はじめに

本手引きは、既存の保育所等が認定こども園への移行を検討する際に参考とできるよう、認定こども園の概要や必要基準について見やすく整理したものです。

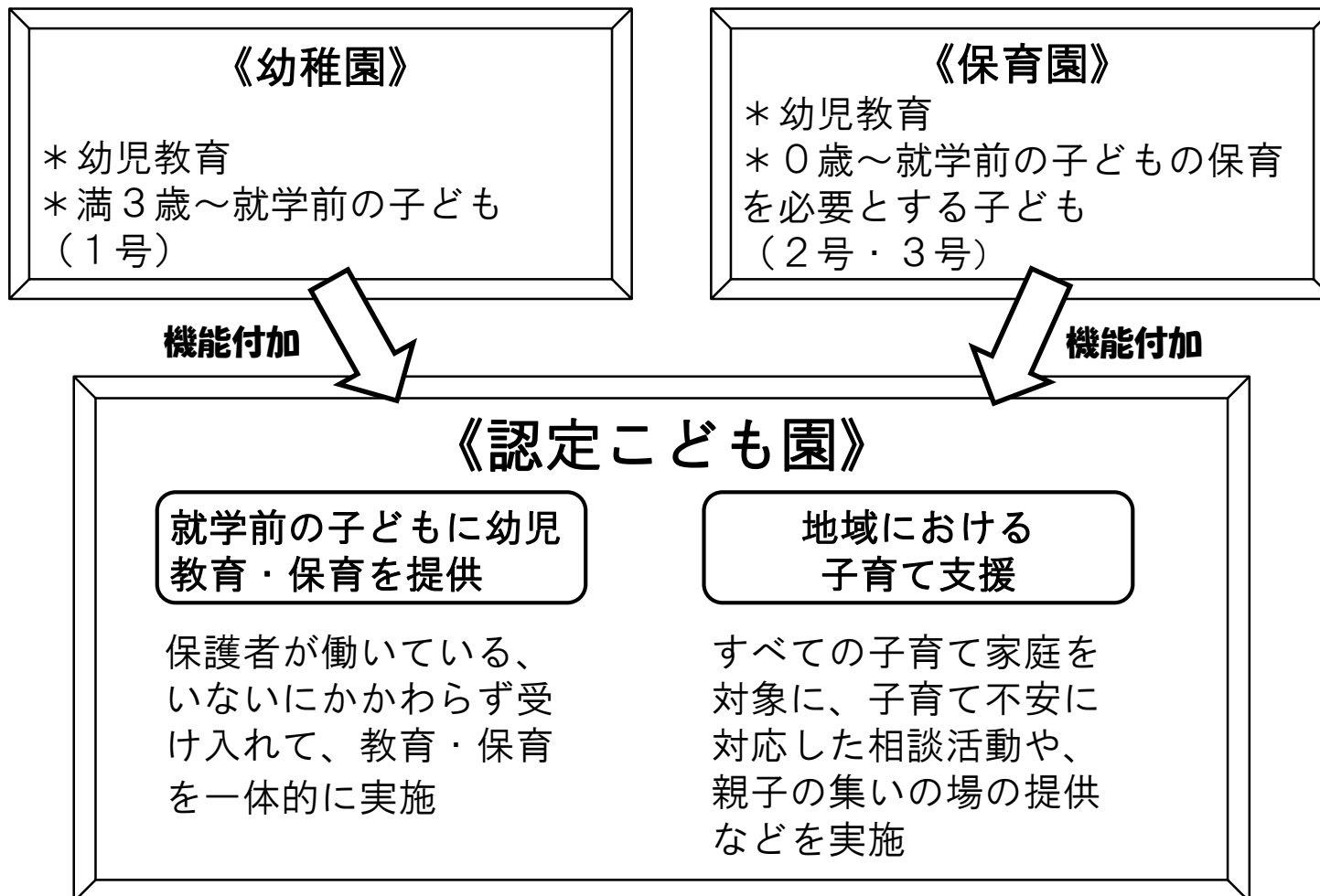
① 認定こども園の概要

I 認定こども園の目的

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行います。

Ⅱ 認定こども園とは

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。



Ⅲ 対象となる子ども

認定こども園の対象となる子どもは、それぞれ以下のとおりです。

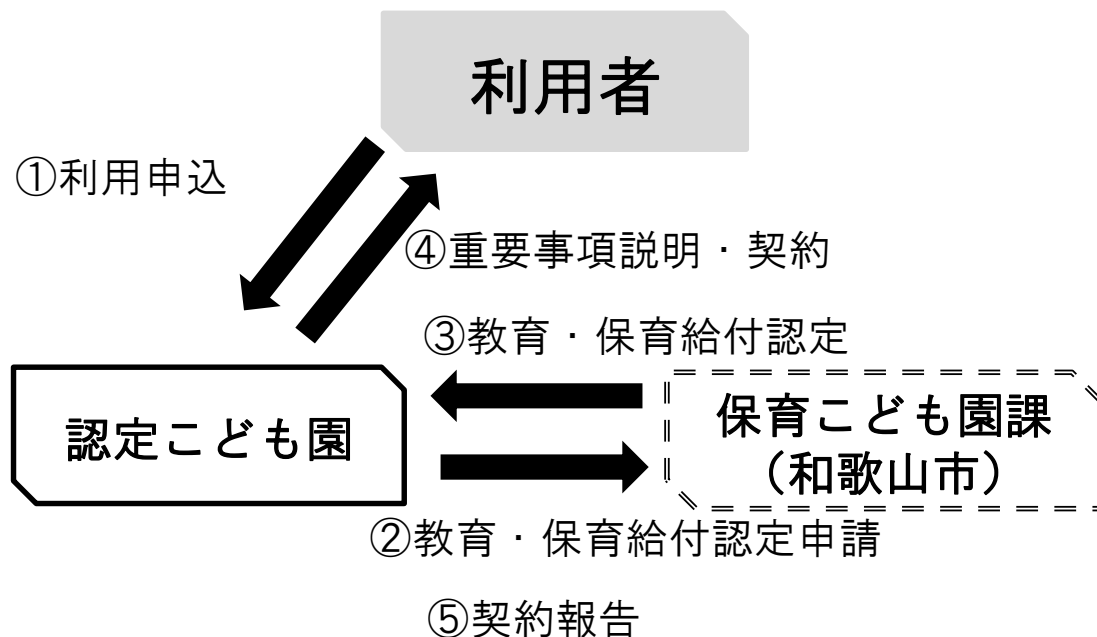
	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
年齢区分	満3歳～ 小学校就学前	満3歳～ 小学校就学前	満3歳未満
保育の必要性 (*1)	—	○	○
保育必要量 (*2)	—	・ 保育標準時間(1日最大11時間) ・ 保育短時間(1日最大8時間)	

(*1) 保護者の労働又は疾病その他事情によるものなど、和歌山市が定める基準に基づいて判定されます。

(*2) 通常の保育料のみの負担で利用できる最大の時間数であり、実際の利用時間については、各施設等で設定します。

IV 利用のしくみ

【1号認定こどもの場合】



①利用申込

各施設において、保護者からの利用申込みの受付を行います。受付方法については、各園にて決定することになりますが、一般的には入園願書の提出を受け付けます。

保護者からの利用申込みがあった場合は、正当な理由がなければ拒んではなりません。利用定員を上回る申込みがあった場合は、あらかじめ各園の運営規程(園則)において定めた方法(先着順、抽選等)により選考を行うこととしてください。

なお、この時点では、保護者が教育・保育給付認定を受けていませんので、正式な入園決定ではなく、入園内定ということになります。

②教育・保育給付認定申請

利用申込みがあった子どもの入園が内定したら、内定した子どもの教育・保育給付認定を保育こども園課に申請します

③教育・保育給付認定

保育こども園課は、提出された申請書の内容に基づき教育・保育給付認定を行い、支給認定証を交付します。支給認定証は、各施設から保護者に配布してください。

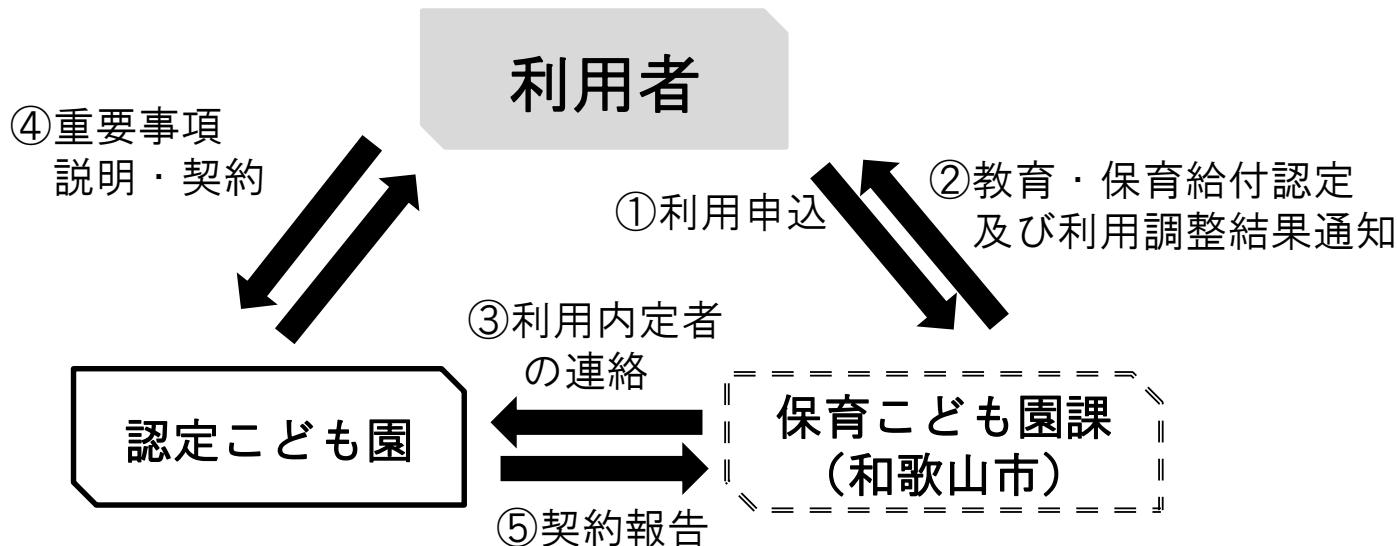
④重要事項説明、契約

教育・保育給付認定を受けた保護者と各施設は、施設利用についての契約を結びます。各施設はあらかじめ、運営規程の概要等、施設の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用の開始について保護者の同意を得てください。

⑤契約報告

保護者と契約に至った場合は、各施設は保育こども園課に対して契約の報告を行います。この契約の報告によって、各施設への給付費の支払いが可能となりますので、和歌山市が定めた報告期限までに報告してください。なお、和歌山市から提示を求める場合がありますので、契約書は厳重に保管してください。

【2号認定子ども及び3号認定子どもの場合】



①利用申込

保護者から保育こども園課に教育・保育給付認定の申請を行います。

②教育・保育給付認定申請・③利用内定者の連絡（利用調整）

保育こども園課は、申請に基づき保育が必要であるか、また保育の必要量について審査を行ったうえで、支給認定証を交付します。

教育・保育給付認定を受けた保護者の児童がどの施設を利用するかについては、保育こども園課で利用調整を行います。保育の必要度の高い順に受け入れることが求められているため、和歌山市の利用調整に対しては、協力義務が課せられています。

④重要事項説明、契約

教育・保育給付認定を受け、利用内定した保護者と各施設は、施設利用についての契約を結びます。各施設はあらかじめ、運営規程の概要等、施設の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用の開始について保護者の同意を得てください。

⑤契約報告

保護者と契約に至った場合は、各施設は保育こども園課に対して契約の報告を行います。この契約の報告によって、各施設への給付費の支払いが可能となりますので、和歌山市が定めた報告期限までに報告してください。なお、和歌山市から提示を求める場合がありますので、契約書は厳重に保管してください。

【利用者負担額（保育料）について】



利用者負担額（保育料）については、施設を利用する児童と生計を同一にする父母（又は祖父母等）の市町村民税額の合計額を基に、和歌山市で決定します。利用者負担額（保育料）については各施設において利用者から直接徴収してください。

また、6月における市町村民税額の決定を受けて、利用者負担額（保育料）の再判定を行います。毎年9月が利用者負担額の切り替え時期です。

V 認定こども園の類型

①認定こども園4類型

認定こども園は次の4類型になります。

それぞれの詳細な認可基準については、20ページ以降を参照ください。

		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
根拠法		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）			
認可・設定主体		和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市
設置主体		学校法人及び 社会福祉法人（*1）	学校法人 （*1）	制限なし	
定員 設定	1号	△（*2）	○	○	○
	2号	○	○	○	○
	3号	△（*2）	△（*2）	△（*3）	△（*2）
既存園の廃止		必要	不要	不要	不要
建築基準法上の 確認申請		必要（*4）	不要	不要	不要

（*1）現在、幼稚園を運営する法人に対して、学校教育法附則6条の経過措置あり

（*2）定員を設定しないことも可能

（*3）年度当初時点で、2号のみの認可定員の場合、3号の認可定員を設定しないことも可

（*4）幼保連携型認定こども園の新設ないし幼稚園からの移行の際に必要。既存施設を活用した保育所からの移行では不要。

②各類型について

(ア) 幼保連携型認定こども園

【概要】

認定こども園法により定められた、学校・児童福祉施設の双方の位置づけを有する単一の施設です。一体的な運営を行うことにより、幼児期の教育・保育を一体的に提供し、認定こども園としての機能を果たします。認可主体は和歌山市であり、既存園を廃止する必要があります。

【設置主体】

現在、和歌山市内で認定こども園（類型を問わず）、幼稚園又は保育所を運営している学校法人及び社会福祉法人が設置可能法人です。また、平成27年4月1日より以前に幼稚園の設置運営法人として認可されている宗教法人及び個人も含みます（学校教育法附則6条園の経過措置）。

ただし、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第17条第2項各号の規定に該当する場合は、認定こども園に移行することはできませんので、ご注意ください。

【建築基準法上の取り扱い】

増設や改修等の整備を行って幼保連携型認定こども園を設置する場合、又は幼稚園からの移行の場合（床面積の合計が100㎡を超える場合）、確認申請が必要です。保育所が既存施設を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合には、確認申請は不要です。

【概要】

2号定員の設定が必須となります。

(イ) 幼稚園型認定こども園

【概要】

学校教育法に定められた学校と位置づけられており、具体的には、認可幼稚園が保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて、認定こども園としての機能を果たします。認定主体は和歌山市であり、既存園を廃止する必要はありません。

【設置主体】

設置主体は学校法人ですが、現在、幼稚園として認可されている宗教法人及び個人も設置することが可能です。既存園を廃止する必要はありません。

ただし、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第3条第5項第4号の規定に該当する場合は、認定こども園に移行することはできませんので、ご注意ください。

【建築基準法上の取り扱い】

確認申請は不要です。

【概要】

1号及び2号定員の設定が必須となります。

(ウ) 保育所型認定こども園

【概要】

児童福祉法に定められた児童福祉施設と位置づけられており、具体的には、認可保育所が保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて、認定こども園としての機能を果たします。認定主体は和歌山市であり、既存園を廃止する必要はありません。

【設置主体】

法人格を有するものであれば、設置することが可能です。既存園を廃止する必要はありません。

ただし、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第3条第5項第4号の規定に該当する場合は、認定こども園に移行することはできませんので、ご注意ください。

【建築基準法上の取り扱い】

確認申請は不要です。

【概要】

1号及び2号定員の設定が必須となります。

③定員について

(ア) 概要

定員には、認可（認定）定員と利用定員があります。

	認可（認定）定員	利用定員
概要	・ 認可（認定）基準に基づいて設定される定員 ・ 施設の受入れ可能定員	・ 認可（認定）定員の範囲内で設定される定員 ・ 実際の受入れ定員
公定価格との関係	×	○（定員区分）
定員を超えた入所	△	△（*1）

（*1）利用定員の範囲内での入所が原則。入所児童数が利用定員を恒常的に上回る場合、減額措置あり。

(イ) 認可（認定）定員の設定

認可（認定）定員とは、認定こども園法等に基づいて設定される定員です。基本的には「施設の受入れ可能定員」です。

- ・ 認可定員は1号・2号・3号それぞれの各年齢別に設定してください。
- ・ 0歳≦1歳≦2歳≦3歳≦4歳≦5歳となるように定員設定を行ってください。

【幼稚園からの移行の場合】

1号の認可（認定）定員を減少させて2号の認可（認定）定員の設定を行うには、事前に和歌山県と協議が必要です。

【保育所からの移行の場合】

2号・3号の認可（認定）定員とは別に、1号の認可（認定）定員の設定を行ってください。2号・3号の定員を減少させての1号定員の設定は原則認められません。

（ウ）利用定員の設定

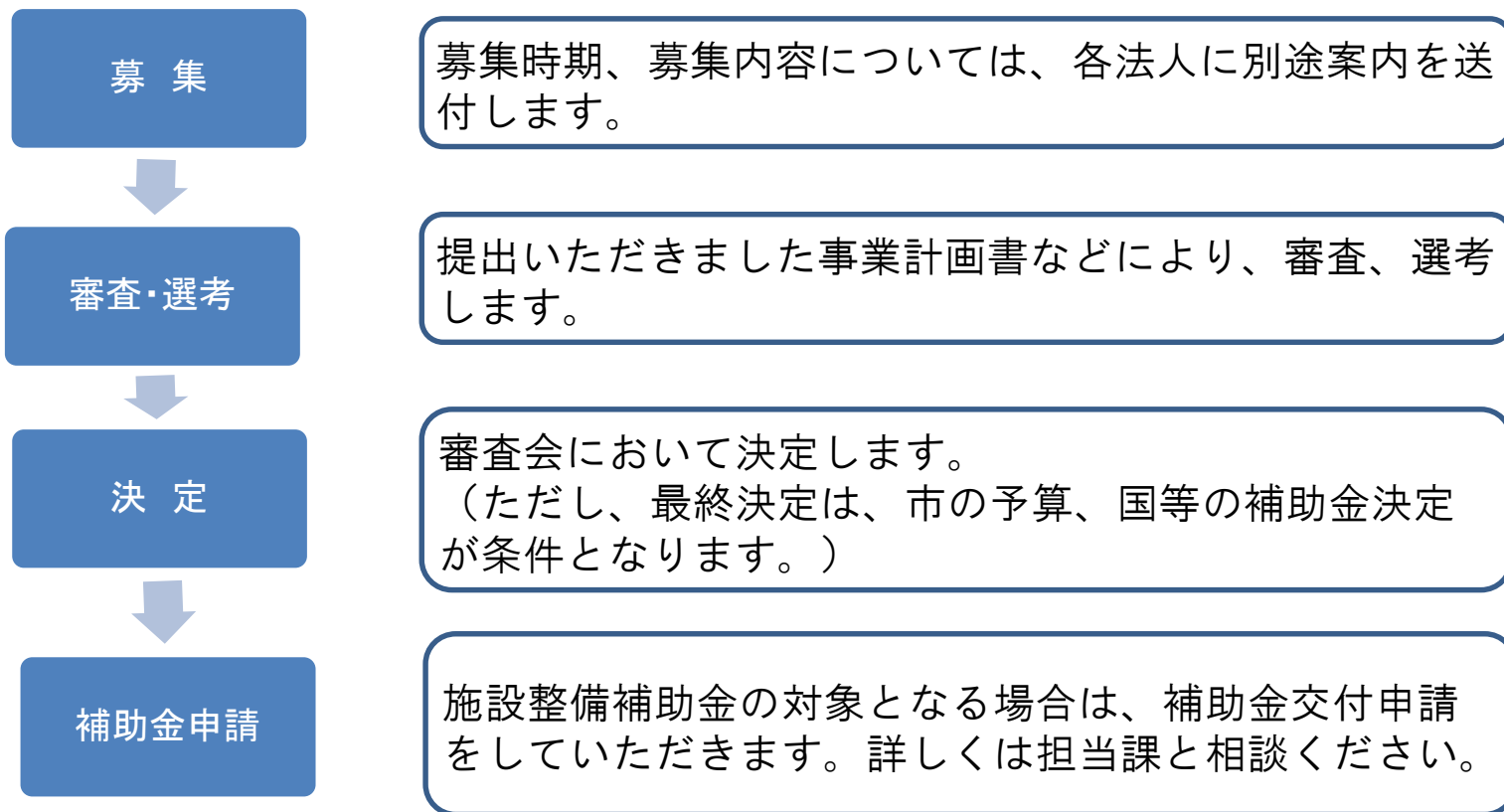
利用定員とは、実際の受入れ定員です。利用実績や今後の利用見込を踏まえて設定します。なお、給付費（委託費）の単価水準は、利用定員に基づき算出されます。

- ・利用定員は認可（認定）定員と同数を基本とします。
- ・利用定員は、1号・2号・3号それぞれの各年齢別に設定してください。ただし、保育標準時間・短時間ごとの区分設定は設けません。
- ・利用定員の変更を希望する場合は、認可（認定）定員を上限とし、施設・事業者からの申請により、和歌山市が確認により設定します。
- ・新設の施設や施設種別の変更（幼稚園から幼保連携型認定こども園など）及び増築を行った施設の利用定員は実際の利用児童数をもとに設定します。

② 認可・認定手続きの流れ

I 施設の整備

保育所整備補助金等の予算に応じた募集枠を設定し、現在、幼稚園、保育所や認定こども園を運営している法人に対して募集を行います。詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。



補助金交付決定



入札・工事着工



竣工・現地確認

補助金交付申請書類を審査のうえ、補助金交付決定を行います。

補助金の対象となる場合、工事業者を入札で決定していただく必要があります。また、その工事業者との契約については、補助金の交付決定後となります。

工事完了後、和歌山市、和歌山県が現地確認を実施します。

新規の認可

現在、幼稚園、保育所や認定こども園を運営している法人に対して募集を行います。詳しくは、保育こども園課にお問い合わせください。

認可・
確認の審査



認可・認定

設置認可（認定）申請及び確認申請を提出していただき、認可（認定）・確認に向けて子ども・子育て会議（審議会等）で審査します。

審査の結果、適格となれば、和歌山市から設置認可書（設置認定書）を発行します。

Ⅱ 認可・認定変更の手続き

認可（認定）内容の変更を行う場合は、あらかじめ協議いただくものと、変更後に届けていただくものがあります。認可（認定）内容を変更する場合は、担当課までご相談ください。

Ⅲ 認定こども園の休廃止

認定こども園の休止及び廃止を行う場合は、遅くとも休止及び廃止を行う日の1年前までに設置者は、その時期や入所児童の処遇について、認定こども園の設置がある和歌山市と協議し、合意を得ていただく必要があります。また社会福祉法人については所轄庁と、学校法人については和歌山県とも協議していただく必要があります。

Ⅳ 認定こども園の改善命令・業務停止・設置認可の取消し

（1）改善命令等

和歌山市から設置認可（認定）・確認を受けた認定こども園の設備又は運営が、認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、設置者に対して期限を定めて必要な改善を勧告する事があります。さらに設置者がその勧告に従わず、かつ、児童の福祉に有害であると認められるときは、期限を定めて改善を命令することがあります。

（2）事業の停止

和歌山市は、設置者が改善命令に従わない時、外部有識者等の意見を聴き、設置者に対してその認定こども園の事業の停止を命ずることがあります。

（3）設置認可（認定）の取消し

和歌山市は、設置者が改善命令や事業停止命令に従わず、違反したときは、認可（認定）・確認の取消しを行うことがあります。

③ 幼保連携型認定こども園

I 職員配置

(ア) 一覧 (◎=必ず置く、○=置くように努める、△=置くことができる)

	基準	職種	資格要件	職務内容
管理職	◎	園長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教諭の専修免許状又は一種免許状 ・ 保育士資格及び登録 ・ 教育職又は児童福祉に関する職に5年以上の経験 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園務をつかさどり、所属職員を監督する。
	○	副園長	園長に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。 ・ 園長に事故があるときはその職務を代理する。
		教頭		<ul style="list-style-type: none"> ・ 園長及び副園長を助け、園務を整理し、並びに必要なに応じ園児の教育及び保育をつかさどる。 ・ 園長及び副園長に事故があるときは、その職務を代理する。

	基準	職種	資格要件	職務内容
保育教諭	○	主幹 保育教諭	以下の2つを併有 ・幼稚園教諭の普通免許状 ・保育士資格及び登録	・園長（副園長、教頭含む）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
		指導 保育教諭		・園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
	◎	保育教諭		・園児の教育及び保育をつかさどる。
	△	助保育教諭		以下の2つを併有 ・幼稚園の助教諭の普通免許又は臨時免許状 ・保育士資格及び登録 ・講師は保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る
講師		・保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。 ・常時勤務に服しないことができる。		
調理員	◎＊1	調理員	—	・調理業務をつかさどる。
学校医	◎	学校医	医師免許	・医療行為及び保健衛生に関する業務。 ・入所時健康診断。 ・年2回以上の定期健康診断。

	基準	職種	資格要件	職務内容
学校歯科医	◎	学校歯科医	歯科医師免許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療行為及び保健衛生に関する業務。 ・ 年1回以上の定期歯科検診。
学校薬剤師	◎	学校薬剤師	薬剤師免許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬品等の管理及び保健衛生に関する業務。
養護教諭	○	主幹 養護教諭	養護教諭の普通免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び満3歳以上の園児の養護をつかさどる。
		養護教諭		<ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上の園児の養護をつかさどる。
		養護助教諭	養護教諭の臨時免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護教諭の職務を助ける。
栄養教諭	△	主幹 栄養教諭	栄養教諭の普通免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
		栄養教諭	栄養教諭の普通免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
事務	◎*2	事務職員	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務に従事する。

(*1) 調理業務の全部を委託する等の場合、配置は不要です。

(*2) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合、配置は不要です。

(イ) 配置基準及び資格要件

《園長》

【配置基準】

1人必要です。

【職員の資格】

以下の全てを満たす必要があります。

- ①教諭の専修免許状又は一種免許状を有する
- ②保育士資格を有し、保育士の登録を受けている
- ③教育又は児童福祉に関する職に5年以上就いている

③について、詳しくは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」（平成18年内閣府／文部科学省／厚生労働省令第2号）第12条各号を参照してください。

ただし、幼保連携型認定こども園の運営上、特に必要がある場合には、当該施設を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、資格及び経験を有する者と同等の資質を有すると認める者を園長として任命し、又は採用することができる。

《保育教諭》

【配置基準】

年齢	配置基準
0歳児	児童3人につき1人
1・2歳児	児童6人につき1人
3歳児	児童20人につき1人
4・5歳児	児童30人につき1人

- * 保育に従事する職員の数は、常時2人を下回ってはなりません。
- * 各年齢の児童数を年齢別配置基準数で除し、小数点2位以下を切り捨て、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した人数が必要です。
- * 短時間勤務の職員を充てる場合、短時間勤務職員の1カ月の勤務時間数の合計を常勤職員の1カ月の勤務時間数で割った数（小数点以下、四捨五入）を常勤職員数に換算してください。
- * 満3歳以上の子どもについては学級を編成し、学級担任専任の保育教諭を各学級に1人以上必ず置く必要があります。
- * 2号及び3号の利用定員が90人以下の施設について1人を加配する必要があります。
- * 保育標準時間認定（11時間）を受けた子どもが利用する施設について1人を加配する必要があります。
- * 主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を2人（うち1人は非常勤講師等でも可）加配する必要があります。

【職員の資格】

以下の全てを満たす必要があります。

- ①幼稚園教諭の普通免許状（専修、一種、二種）
（助保育教諭及び講師については臨時免許状で可）
- ②保育士資格を有し、保育士の登録を受けている

上記に該当しない場合であっても、認定こども園法施行日（平成27年4月1日）から起算して10年間に限り、①②どちらかの免許又は資格を有しているものについては、取得していないものの取得に努めることを前提として、保育教諭として従事できるものとします。

ただし、学級を担当する者については幼稚園教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の子どもの保育に直接従事する者については保育士資格を有する者が就くことが望ましい。

【学級担任について】

原則として、学級担任は保育教諭が専任します。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該園の学級数の1/3の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師でも可とします。

《調理員》

【配置基準】

保育認定子どもに係る利用定員	配置人員
40人以下	1人
41人以上150人以下	2人
151人以上	3人（うち1人は非常勤）

*給食は、こども園内の調理室で調理する必要があります。自園において調理業務の全部を委託する等の場合は、調理員を配置しなくても差し支えありません。

【職員の資格】

特になし。

《学校医、学校歯科医、学校薬剤師》

【配置基準】

常勤である必要はありませんが、それぞれ1人ずつ配置が必要です。

【職員の資格】

学校医については医師免許が、学校歯科医については歯科医師免許が、学校薬剤師については薬剤師免許が必要です。

(ウ) 配置することが望ましい職員について

以下の職員については置くように努めてください。

○副園長又は教頭

○主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

○事務職員・・・園長等が兼務する場合、配置は不要ですが、専任者がいる方が望ましい。

(エ) 保健師・看護師・准看護師の取り扱いについて

乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って保育士とみなすことができるものとし、認定こども園法施行日から起算して10年間に限っては、保育教諭又は講師として園児の保育に従事することができるものとします。ただし、学級を担任することはできません。

Ⅱ 設備基準

次ページ以降の表を参照してください。

幼保連携型認定こども園 設備基準

	基準	移行特例																				
		幼稚園から	保育所から																			
園舎及び園庭の位置	○同一敷地内に又は隣接する位置に設けることを原則とする	—	—																			
建物の構造	<p>○2階建以下を原則とする ○2方向の出入口を確保すること ○保育室等を2階以上に設置する場合、次の要件を満たすこと</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2階建て</th> <th>3階建て</th> <th>4階建て以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">建物構造</td> <td>耐火建築物</td> <td>耐火建築物</td> <td>耐火建築物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">階段など (それぞれ1つ以上設置)</td> <td>常用</td> <td>屋内階段 屋外階段</td> <td>屋内(避難)階段 屋外階段</td> <td>屋内(避難)階段 屋外(避難)階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>屋外階段 屋外傾斜路等 屋内(避難)階段 バルコニー</td> <td>屋外階段 屋外傾斜路等 屋内(避難)階段</td> <td>屋外(避難)階段 屋外傾斜路 屋内(避難)階段</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ただし、階数については、災害時の避難や救出に支障のない程度とすること ・詳細については、以下を参照すること (1) 2階建の場合…幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第13条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへへの要件を満たすこと (2) 3階建以上の場合…幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第13条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号ロからチまでの要件を満たすこと</p>			2階建て	3階建て	4階建て以上	建物構造		耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物	階段など (それぞれ1つ以上設置)	常用	屋内階段 屋外階段	屋内(避難)階段 屋外階段	屋内(避難)階段 屋外(避難)階段	避難用	屋外階段 屋外傾斜路等 屋内(避難)階段 バルコニー	屋外階段 屋外傾斜路等 屋内(避難)階段	屋外(避難)階段 屋外傾斜路 屋内(避難)階段	<p>○同一所在場所で当該幼稚園の設備を用いる場合、以下の基準を満たすことが必要。 ・保育室等が1階にない場合、園舎が耐火建築物で、園児の退避上必要な設備を備えること</p>	<p>○同一所在場所で当該保育所の設備を用いる場合、以下の基準を満たすことが必要。 ・保育室等が1階にない場合、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすこと</p>
		2階建て	3階建て	4階建て以上																		
建物構造		耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物																		
階段など (それぞれ1つ以上設置)	常用	屋内階段 屋外階段	屋内(避難)階段 屋外階段	屋内(避難)階段 屋外(避難)階段																		
	避難用	屋外階段 屋外傾斜路等 屋内(避難)階段 バルコニー	屋外階段 屋外傾斜路等 屋内(避難)階段	屋外(避難)階段 屋外傾斜路 屋内(避難)階段																		
保育室等の位置	<p>○1階を原則とする ○3階以上の階に設ける場合、原則として、満3歳未満の園児の保育室とすること ただし、次の要件(屋上を園庭とみなすことができる条件に同じ)を満たすときは、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上に設置することができる (1) 耐火建築物であること (2) 教育・保育が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること (3) 屋上(屋上と同一階を含む)に、便所・水飲み場等を設けること (4) 避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等、防災上の観点(※)に留意すること (5) 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外(屋上)の環境を結びつけて、自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意思で屋上と行き来できること (6) 保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること</p>	<p>○同一所在場所で当該幼稚園の設備を用いる場合、以下の基準で可。 ・保育室等が1階にない場合、園舎が耐火建築物で、園児の退避上必要な設備を備えること</p>	<p>○同一所在場所で当該保育所の設備を用いる場合、以下の基準で可。 ・保育室等が1階にない場合、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすこと</p>																			

設備	基準	移行特例															
		幼稚園から	保育所から														
設備	<p>○以下の設備が必要</p> <table border="1" data-bbox="401 254 803 639"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>面積(児童1人につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乳 ほ ふ く 室</td> <td>0歳児</td> <td>1.65㎡</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>3.3㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">保 育 室 ・ 遊 戯 室</td> <td>2歳児</td> <td rowspan="4">1.98㎡</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="826 254 1271 476" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>保育室以外の部屋</p> <p>職員室、沐浴設備(乳児便所兼用)、調乳設備、保健室(職員室と兼用は可)、調理室、便所、飲料水用設備、手洗い及び足洗い用設備</p> </div> <p>その他 採光・換気が良好であること 便所については、定員及び年齢に見合う設備、個数を備えること</p> <p>○乳児室、ほふく室、沐浴設備、調乳設備については、満2歳未満のこどもを入所させる場合において必要。 ○保育室の面積は、有効面積(内法面積から造付け・固定造作物を除いた面積)で算出すること。 ○次の設備を備えるように努めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送聴取設備 ・映写設備 ・水遊び場 ・園児清浄用設備 ・図書室 ・会議室 <p>○学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備え、常に改善し、補充しなければならない</p>			面積(児童1人につき)	乳 ほ ふ く 室	0歳児	1.65㎡	1歳児	3.3㎡	保 育 室 ・ 遊 戯 室	2歳児	1.98㎡	3歳児	4歳児	5歳児	—	—
		面積(児童1人につき)															
乳 ほ ふ く 室	0歳児	1.65㎡															
	1歳児	3.3㎡															
保 育 室 ・ 遊 戯 室	2歳児	1.98㎡															
	3歳児																
	4歳児																
	5歳児																

幼保連携型認定こども園 設備基準

	基準	移行特例							
		幼稚園から	保育所から						
園舎の面積	<p>○次のア、イに掲げる面積を合算した面積以上が必要。</p> <p>ア 満3歳未満の保育室を除いた総面積（廊下等も含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※学級数=3～5歳児の保育室数</p> <p>イ 満3歳未満の保育室</p> <p>① “乳児室” 1. 6.5 m² × 満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数</p> <p>② “ほふく室” 3. 3 m² × 満2歳未満の園児のうちほふくするものの数</p> <p>③ “保育室又は遊戯室” 1. 9.8 m² × 満2歳の園児数</p>	学級数	面積(m ²)	1学級	180	2学級以上	320+100×(学級数-2)	—	<p>○同一所在場所で当該保育所の設備を用いる場合、以下の基準で可。</p> <p>・園舎の面積は、保育所基準により算出した面積</p>
学級数	面積(m ²)								
1学級	180								
2学級以上	320+100×(学級数-2)								
園庭の面積	<p>○次のア、イに掲げる面積を合算した面積以上が必要。</p> <p>ア 次に掲げる面積のうち、いずれか大きい面積</p> <p>a. 次の面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※学級数=3～5歳児の保育室数</p> <p>b. 3.3 m² × 満3歳以上の園児数</p> <p>イ 3.3 m² × 満2歳以上満3歳未満の園児数</p>	学級数	面積(m ²)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>○同一所在場所で当該幼稚園の設備を用いる場合、以下の基準で可。</p> <p>・下記面積+3.3 m²×満2歳以上満3歳未満の園児数で算出した面積以上</p> <p>【2学級以下】 330 m²+30 m²×(学級数-1)</p> <p>【3学級以上】 400 m²+80 m²×(学級数-3)</p>	<p>○同一所在場所で当該保育所の設備を用いる場合、以下の基準で可。</p> <p>・3.3 m²×満2歳以上の園児数で算出した面積以上</p>
学級数	面積(m ²)								
2学級以下	330+30×(学級数-1)								
3学級以上	400+80×(学級数-3)								

幼保連携型認定こども園 設備基準

	基準	移行特例
屋上園庭の面積算入	<p>次の要件を全て満たす場合、屋上を面積算入することができる。</p> <p>①耐火建築物であること</p> <p>②幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された教育及び保育の内容が、効果的に実施できるような環境とするように配慮すること</p> <p>③屋上（屋上と同一階を含む。）に、便所・水飲み場等を設けること</p> <p>④避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等、防災上の観点（※）に留意すること</p> <p>⑤地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて、自ら多様な遊びが展開できるように、園児自らの意思で屋上（保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に位置するものに限る。）と行き来できると認められること</p>	<p>○同一所在場所で当該施設の設備を用いる場合、以下の基準で可。</p> <p>・満2歳の園児にかかる園庭の必要面積に限り、左記①～④の要件を満たす場合、屋上の面積を算入することができる</p>
2歳児の園庭の代替地算入（3歳児以上は不可）	<p>（園庭は同一敷地内又は隣接地にあることが原則）</p>	<p>○同一所在場所で当該施設の設備を用いる場合、当分の間、以下の基準で可。なお、この場合、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。</p> <p>（1）園児が安全に移動できる場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること ・当該園庭の周囲がフェンス等により囲われていること ・当該園庭の入口にこどもの飛出し等の防止措置があること ・当該園庭内に危険物及び危険箇所がないこと ・緊急時の連絡体制が整っていること <p>（2）園児が安全に利用できる場所</p> <p>（3）園児が日常的に利用できる場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること ・所有権を有する者が地方公共団体又は公共団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること <p>（4）教育及び保育の適切な提供が可能な場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児にとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること ・運動会等の行事に当たって、すべての園児の一斉の活動が可能であること

（※）防災上の観点とは、以下をさす。

- ①耐火建築物であり、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること
- ②屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること
- ③屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること
- ④油その他引火性の強いものを置かないこと
- ⑤地上の周囲には、金網ネットを設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること
- ⑥警報設備は屋上に通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること
- ⑦消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること

④ 幼稚園型認定こども園

・ 保育所型認定こども園

I 職員配置

(ア) 一覧 (◎=必ず置く、○=置くように努める)

基準	職種	資格要件	職務内容
◎	園長	・ 教育及び保育並びに子育て支援を提供する認定こども園の機能を総合的に発揮させるよう、管理及び運営を行う能力を有する者	・ 園務をつかさどり、所属職員を監督する
◎	教育・保育に携わる職員	・ 幼稚園教諭の普通免許状 ・ 保育士資格	・ 園児の教育及び保育をつかさどる
◎ (* 1)	調理員	—	・ 調理業務をつかさどる
◎	学校医	医師免許	・ 医療行為及び保健衛生に関する業務 ・ 入所時健康診断 ・ 年度途中の定期健康診断
◎	学校歯科医	歯科医師免許	・ 医療行為及び保健衛生に関する業務 ・ 年1回以上の定期歯科検診
◎ (* 2)	学校薬剤師	薬剤師免許	・ 薬品等の管理及び保健衛生に関する業務
◎ (* 3)	事務職員	—	・ 事務に従事する

- (* 1) 調理業務の全部を委託する場合、配置は不要です。
- (* 2) 幼稚園型認定こども園において必置ですが、保育所型認定こども園においては不要です。
- (* 3) 園長等の職員がそれぞれ兼務する場合又は業務委託する場合、配置は不要です。

(イ) 配置基準及び資格要件

《園長》

【配置基準】

1人必要です。

【職員の資格】

教育及び保育並びに子育て支援を提供する認定こども園の機能を総合的に発揮させるよう、管理及び運営を行う能力を有する必要があります。

《教育・保育に携わる職員》

【配置基準】

年齢	配置基準
0歳児	児童3人につき1人
1・2歳児	児童6人につき1人
3歳児	児童20人につき1人
4・5歳児	児童30人につき1人

*常時2人を下回ってはなりません。

*各年齢の児童数を年齢別配置基準で除し、小数点第2位以下を切り捨て、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した人数が必要です。

- * 短時間勤務の職員を充てる場合、短時間勤務職員の1カ月の勤務時間の合計を常勤職員の1カ月の勤務時間数で割った数（小数点以下、四捨五入）としてください。
- * 学級担任専任の職員を各学級に1人以上必ず置いてください。
- * 2号及び3号の利用定員が90人以下の施設について1人を加配してください。
- * 保育標準時間認定（11時間）を受けた子どもが利用する施設について1人を加配してください。
- * 主幹教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を2人加配してください。

【配置基準】

	必要な資格
満3歳未満	保育士資格
満3歳以上	幼稚園教諭の免許状又は保育士資格 *

* 幼稚園教諭と保育士資格を併有していない者については、意欲・適正・能力等を考慮して適当と認められる者である必要があり、かつ併有に向けた努力を行う必要があります。

【保育所型認定こども園における学級担任について】

原則として、学級担任は幼稚園教諭の免許状を有する者である必要があります。ただし、それが困難であるときは、保育士資格を有する者のうち、意欲・適正・能力等を考慮して適当と認められる者であって、幼稚園教諭の免許状の取得に向けた努力を行っている者でも可とします。

【幼稚園型認定こども園における満3歳児以上の保育時間について】

原則として、保育に直接従事する者は、保育士資格を有する者である必要があります。ただし、満3歳以上児において、それが困難であるときは、幼稚園教諭の免許状を有する者のうち、意欲・適正・能力等を考慮して適当と認められる者であって、保育士資格の取得に向けた努力を行っている者でも可とします。

《調理員》

【配置基準】

利用定員	配置人員
40人以下	1人
41人以上150人以下	2人
151人以上	3人（うち1人は非常勤）

*給食は、保育所内の調理室で調理する必要があります。自園において調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しなくても差し支えありません。

【職員の資格】

特になし。

《学校医、学校歯科医、学校薬剤師》

【配置基準】

常勤である必要はありませんが、それぞれ1人ずつ配置が必要です。ただし、学校薬剤師については、幼稚園型認定こども園において必置であり、保育所型認定こども園においては必置ではありません。

【職員の資格】

学校医については医師免許が、学校歯科医については歯科医師免許が、学校薬剤師については薬剤師免許が必要です。

《事務職員》

【配置基準】

園長等の職員がそれぞれ兼務する場合又は業務委託する場合、配置は不要です。

【職員の資格】

特になし。

Ⅱ 設備基準

幼稚園型認定こども園の設備基準は幼稚園と、保育所型認定こども園の設備基準は保育所とそれぞれ概ね同じです。ただし、新たに建物を設置する場合や幼稚園型認定こども園において3号認定こどもの定員設定を行う場合の設備条件は幼保連携型認定こども園に倣いますのでご注意ください。

⑤ 運営について

I 保育・教育の提供日について

	1号	2号	3号
開園日	日曜日・国民の祝日及び休日を除いた日		
開園時間	11時間以上を原則とする（*1）		
保育・教育時間	・教育週数＝39週を下ってはならない（*2） ・教育標準時間（4時間）（＋一時預かり〔幼稚園型〕） ・保育標準時間（11時間）又は保育短時間（8時間）（＋延長保育）		

（*1）1号認定子どもだけとなった場合はこの限りではありませんが、保育を必要とする子どもがいる場合は、必ず保育を提供していただく必要があります。

（*2）教育時間についての、毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別な事情（台風等の非常変災、伝染病の流行など）の場合を除き、39週を下回ってははいけません。1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準時間とします。

II 利用等の手続き

（ア）利用手続き

認定こども園の利用は、1号認定子どもは各施設で、2号認定子ども及び3号認定子どもは保育こども園課で随時受け付けています。しかし、4月の年度当初には利用希望者や子どもの異動が多く、選考に時間がかかるため、秋頃から募集・選考を行います。次におおよそのスケジュールを示しますので、参考にしてください。

① 4月1日利用開始（一斉入所）

- | | | |
|---------|----------|-----------------------------------|
| 9月～10月 | （1号） | 入園説明会及び入園受け付け、入園内定 |
| 10月～11月 | （2・3号） | 保育こども園課及び施設で申込書の配布
保育こども園課にて受付 |
| 12月～ | 2月（2・3号） | 選考（*） |
| 2月中旬 | （2・3号） | 保護者に調整結果、認定証の送付及び施設への連絡 |
| 3月下旬 | （1号） | 各施設を通して認定証の送付 |

（*） 2・3号における選考の流れ

- i 保護者が保育こども園課に利用申込書類を提出する。
- ii 保育こども園課担当者が面接（聴きとり）を行い、世帯状況・子どもの様子を確認する。
- iii 保育こども園課が保護者から提出された書類をもとに、申込世帯の保育の必要状況を点数化する。
- iv 点数の高い世帯から利用内定を行う。

② 年度途中入所

年度途中の利用は、原則として、利用希望月の前月の15日までに申込をしてください。ただし、1号認定子どもはこの限りではありません。在園児童の退所等で年度途中の受け入れが可能な場合は、保育こども園課と連携し、積極的な受け入れにご協力ください。

（イ） 利用規約

教育・保育給付認定を受け、利用内定した保護者と各施設は、施設利用について契約を結びます。各施設はあらかじめ、運営規程の概要等、施設の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用の開始について保護者の同意を得てください。なお、2・3号については、保育こども園課で利用決定を行っており、各施設には応諾義務がありますので、ご協力ください。

(ウ) 入園後の手続き

保護者が必要に応じて行う以下の手続きについては、各施設で申請書等の配布をお願いします。保育こども園課まで手続きのために何度も来ていただくことは負担となる場合もありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

① 現況届を提出する場合

翌年度以降も当該施設を利用する場合については、年1回の現況届により保育の必要性の継続を確認します。

保育の必要性の確認できる書類等を添付して10月頃に提出してください。

② 3歳到達の場合

3号子ども(0～2歳児)は、3歳に到達すると自動的に2号認定に切り替わります。和歌山市から新しい支給認定証を送りますので、保護者に手続きいただく必要はありません。

③ 教育・保育給付認定の更新

求職活動中等の理由により利用期間が定まっている場合に、有効期間満了後も引き続き利用を希望する場合には、認定の更新の手続きが必要です。更新時期は利用期間により様々であり、有効期間満了が近づいた保護者に対しては、保育こども園課から認定更新申請書や証明書類の提出依頼を行います。送付があった場合には、随時配付配付・回収をお願いします。

④ 教育・保育給付認定内容の変更、利用終了の場合

教育・保育給付認定内容に変更があった場合は、保護者から「施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書」又は「変更届出書」及び各種必要書類を提出してもらい、原本を保育こども園課へ送付してください。利用終了する場合(退所する場合)についても、「退所届出書」の提出が必要です。複写を保育こども園課へ送付してください。

* 支給認定証の返還

2号認定を受けている子どもが1号認定への変更を希望する場合は「施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書」を施設に提出してもらいます。1号認定を受けている子どもが2号認定への変更を希望する場合は、変更申請でなく、新たに2号認定の申請が必要です。

Ⅲ 教育・保育内容

乳幼児期は、自然な生活の流れの中で直接的な体験を通じて、人格形成の基礎を培う時期です。また生理的な諸条件や成育環境の違いにより、子どもの個人差が大きいこの時期において、子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障するためには、子ども自らが安心して環境にかかわり、その活動が豊かに展開されるような環境が整えられ、愛情豊かな大人のかかわり合いが十分におこなわれることが重要です。

そのため、認定こども園においては、子どもの発達の特性と発達の課程を十分理解し、子ども一人ひとりの発達過程に応じて、見通しを持って教育及び保育を行うことが求められています。また認定こども園における教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に繋がることに配慮し、小学校教育との円滑な接続ができるよう、小学校との連携を図るようになしてください。

【参考】

* 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年3月）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/kokujibun.pdf>

* 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」（平成30年3月）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/youryou_kaisetsu.pdf

IV 学級の編制

満3歳以上の園児については、学級を編制し、学年の初めの日の前日において、同じ年齢にある園児で編制することが原則です。1学級につき1保育室が必要となりますので、ご注意ください。なお、満3歳未満の園児については、学級の編制は必要ありません。

1学級の園児数は35人以下が原則です。

【学年の途中で満3歳に達した場合の取扱い】

満3歳に達した段階で、1号又は2号に該当することとなり、学級編制が必要となりますが、その年齢構成については、各園の園児の状況等を踏まえ、例えば以下の①～③までの対応など、弾力的な取扱いをすることができるものとします。

- ①園児が満3歳に達した当該年度中は引き続き2歳児クラス等に残る。
- ②園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）へ移る。
- ③園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）とは別に、満3歳児学級を設ける 等。

V 子育て支援事業

園の保護者に対する子育て支援は、保護者が子育てを実践する力の向上を積極的に支援することを主旨として、教育及び保育に対する需要に照らし実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとします。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めてください。

- ①地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するとともに、子育てに関する相談に応じ、必要な情報の提供等を行う事業
- ②地域の子どもの養育に関する個別の問題について、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行う事業
- ③保護者の疾病等により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもの保護を行う事業
- ④地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と、当該援助を行うことを希望する民間団体等との連絡及び調整を行う事業
- ⑤地域の子どもの養育に関する援助を行う民間団体等に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

VI 食事の提供

(ア) 概要

	1号	2号	3号
食事の提供	任意（2号と合わせるこ とが望ましい）	原則自園調理（調理業 務委託可）	自園調理（調理業務委 託可）

保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、園内で調理する方法により食事の提供を行わなければなりません。ただし、満3歳以上の園児について、食事を外部搬入する場合は園内で調理する方法をとらないことができます。この場合においても、当該園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければなりません。

1. 園内で調理する方法により食事を提供する場合

- ①食事の提供についてはあらかじめ作成された献立にしたがって行うこと。また、その献立はできる限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければなりません。
- ②食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければなりません。
- ③2・3号認定については、（原則）自園調理としていますが、その調理を業者に委託する方法により行うことができます。

委託により調理を行うには「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）の内容に従い、当該園内において受託業者が調理を行う場合に限るものとする。また、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書（契約書等）を締結すること。

2. 満3歳以上の幼児に対して外部から搬入する方法により食事を提供する場合

- ①食事を施設に搬入する事業者は、園の給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有し、また、園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、食事の内容、回数及び時機等に適切に応じることができる事業者とすること。
- ②栄養士による必要な配慮を受けることができること
- ③園児に対する食事の提供の責任が当該園にあること
- ④園児の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。
- ⑤園は外部搬入する事業者と食事の内容やその搬入方法等に関する内容を明確にした協定書（契約書等）を締結すること

3. 自園調理による食事提供対象人数が20人未満の場合

自園調理の場合であっても調理室を備えないことができます。この場合においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければなりません。

4. 調乳対応について

0歳児の受入れを行うためには、調乳の対応を行う必要があります。

特定の設備が必要ではありませんが、以下のような対応のできる設備又は体制を整えたうえで、安全面・衛生面に配慮してください。

- ① 衛生面と安全性を確保するため、区画等の対応を行うこと
- ② 哺乳瓶等について消毒及び衛生的な保管を行うこと

(イ) その他

乳児期の食事や、食事の提供に係るガイドラインについては、以下を参照ください。

※「授乳・離乳の支援ガイド」（2019年改定版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04250.html

※「日本人の食事摂取基準」（2020年版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08517.html

※「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf>

※「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta9220&dataType=1&pageNo=1

※「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（平成28年1月18日）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280118/gaibu_hannyu.pdf

衛生管理については、給食を円滑かつ安全に行うために、施設の整備とHACCPに沿った衛生管理並びに給食にかかわる職員の健康管理が必要です。

また、食品衛生管理者を選任する必要があります。

※「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日）

http://www.mhlw.go.jp/file/06Seisakujouhou_11130500_Shokuhinanzenu/0000168026.pdf

子どもの健康及び安全の確保は、体調不良、食物アレルギー、障がいのあるこどもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、囑託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応をしていただく必要があります。

※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改訂版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設（特定給食施設）、1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設（小規模特定給食施設）に該当する場合、給食の開始（再開）の日から1か月以内に、開始（再開）届を保健所に提出する必要があります。

また、届出事項に変更が生じたときは、変更の日から1か月以内に変更届を、給食を廃止（休止）したときは廃止（休止）届を保健所に提出する必要があります。なお、給食調理を、外部委託する場合についても、手続きが必要となります。詳しくは保健所に問い合わせください。

Ⅶ 健康管理

乳幼児は心身ともに未熟で抵抗力も弱く、容易に病気や感染症にかかります。そのため、乳幼児の集団生活の場である認定こども園では、一人ひとりの子どもの健康状態を把握し、適切な対応を行うことで、子どもの健康の保持・増進を図ります。さらに感染予防対策など、集団としての健康管理も重要となります。よりよい健康管理を行うためには、施設・家庭・嘱託医・地域の関係機関との連携が大切です。

（ア）健康診断等

園児及び職員の健康管理について、次のように行ってください。

- ①園児に対しては、入園時及び年2回の健康診断を行わなければなりません。また、必要があるときは、臨時に園児の健康診断を行ってください。健康診断の結果に基づき疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとってください。

学校保健安全法施行規則 第6条

①身長、体重及び座高 ②栄養状態 ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 ④視力及び聴力 ⑤眼の疾病及び異常の有無 ⑥耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無 ⑦歯及び口腔の疾病及び異常の有無 ⑧結核の有無 ⑨心臓の疾病及び異常の有無 ⑩尿 ⑪寄生虫卵の有無 ⑫その他の疾病及び異常の有無

上記のほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

- ②健康診断は毎学年6月30日までに行ってください。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることができなかつた者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとしします。
- ③園の養護教諭等は、園児の健康状態の日常的な観察により、園児の心身の状況を把握し、健康上の問題があるときは、遅滞なく必要な指導・助言を行ってください。
- ④園の設置者は、毎年定期に、園の職員の健康診断を行わなければなりません。また、必要があるときには、臨時に園の職員の健康診断を行ってください。園の設置者はこの健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければなりません。

学校保健安全法施行規則 第13条

①身長、体重及び腹囲 ②視力及び聴力 ③結核の有無 ④血圧 ⑤尿 ⑥胃の疾病及び異常の有無 ⑦貧血検査 ⑧肝機能検査 ⑨血中脂質検査 ⑩血糖検査 ⑪心電図検査 ⑫その他の疾病及び異常の有

(イ) 安全・衛生

- ①飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えてください。
- ②園長は、感染症にかかっている、もしくはかかっている疑いがあり、又はかかる恐れのある園児があるときは、その理由及び期間を明らかにして、園児の保護者に指示し、出席を停止させることができます。
- ③園は当該園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施してください。

* 「学校環境衛生基準」 文部科学省

https://www.mext.go.jp/content/20201211-mxt_kenshoku-100000613_02.pdf

* 「保育所における感染症対策ガイドライン」(2018年改訂版) 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

* 「社会福祉施設等における感染症等の発生時に係る報告について」 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/norovirus/dl/h170222.pdf>

VIII 給付費・補助金について

以下の費用等について、給付や補助を行っています。

- ・ 施設型給付費
- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 特別運営交付金 など

IX その他の運営について

(ア) 研修について

和歌山市では、「子育て支援」の充実と「人材育成」に重点を置き、職員自らの専門性と倫理性を確立することができるような研修等を実施していきます。各研修会は、任意参加としているところですが、積極的に参加してください。

(イ) 事故防止と対応

教育・保育中の事故防止のため、定期的な施設内外の設備の安全点検や事故防止に向けた職員教育の徹底等、事故防止対策を十分講じてください。

事故が発生した場合には、あらかじめ定めた方法等により、迅速かつ的確な対応を図り、その状況、処置及び経過、並びに再発防止策について記録するとともに、医療機関を受診する場合等、特に和歌山市への報告が必要と判断される事故は、報告を行ってください。

万一、死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、所定の様式により保育こども園課へ報告してください。

(ウ) 防火・防災・防犯について

すべての認定こども園は、防火・防災管理者の選任と届出、消防計画の作成と届出、消防用設備点検の実施と報告等を関係法令に基づき実施してください。また、非常災害時における避難及び消火の訓練を月1回以上実施しなければなりません。

上記のほか、不審者対策等、防犯上の配慮も行ってください。

(エ) 個人情報保護

個人情報の取り扱いについては、和歌山市個人情報保護条例（平成12年和歌山市条例第127号）の趣旨をふまえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理してください。

(オ) 保護者対応について

苦情を受け付けるための窓口を設置する等、利用者やその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講じてください。

(カ) 虐待について

子どもに対する虐待を防止するため、その早期発見に努めるとともに、虐待が疑われ、又は、認められる場合には、保育こども園課や和歌山市こども総合支援センター等の関係機関と連携を図り、必要な対応や支援を行ってください。

また、認定こども園の職員は、子どもに対し、虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはなりません。

(キ) 職員の健康管理について

認定こども園に勤務する職員については、労働安全衛生規則に定めるところにより、雇用時、及び定期的に健康診断を行ってください。

調理・調乳等に従事する職員については、毎月検便を行い、異常がないかの確認を行ってください。

(ク) 情報開示

認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、施設整備、子育て支援事業等に関する情報を開示する必要があります。

詳細は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第50条別表第1で掲げる事項を参照してください。

(ケ) 自己評価

認定こども園は、教育及び保育の質の向上を図るため、子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えておく必要があります。

⑥ 和歌山市独自基準について

I 人権擁護

ア 人権擁護推進員の配置の義務化

- ①園において、人権擁護推進員の配置を義務化する。ただし、人権擁護推進員は、他の職務と兼務することを可能とする。
- ②人権擁護推進員は次に掲げる業務を行う。
 - 園における人権に対する正しい理解について、職員に対して適切な指導及び相談支援を行う。
 - 人権擁護に関する研修を職員に対し実施する。
- ③人権擁護推進員は園の職員である者から、施設長が任命する。

イ 人権擁護に関する研修実施の義務化

- ①園において1年に1回以上、職員に対し人権擁護に関する研修を実施しなければならない。ただし、天災等やむ得ない理由があるときは、この限りではない。
- ②研修内容及び研修方法は次のとおりとする。
 - 研修内容
子どもの人権を尊重した処遇を行うため、「児童福祉法」「児童憲章」「児童の権利に関する条約」等における子どもの人権等に関する理解を深め、職員の行う処遇の内容が子どもの人権に配慮されているか、職員全体で確認を行う。
 - 研修方法
研修については、人権擁護推進員が具体的な事例を取り上げた職場内研修の企画、実施や、外部講師の招聘による講習会、様々な人権研修等で学んだ知識や技術などの伝達、外講師による講座開催など、園の実情に応じた方法を検討する。

Ⅱ 非常災害対策

ア 災害対策推進員の配置の義務化

- ①園において、災害対策推進員の配置を義務化する。
- ②災害対策推進員は次に掲げる業務を行う。
 - 園内における非常災害対策を推進するため、防災に関する知識の取得に努めるとともに、職員に対して防災対策の周知徹底を行う。
 - 防災計画に基づく防災訓練を計画、実施する。
 - 災害発生時に必要な備品や備蓄等について点検及び確保を行う。

イ 非常災害の防止に関する計画の作成の義務化

- ①園は、非常災害対策を推進するため、非常災害の防止に関する計画（以下「防災計画」という。）を作成しなければならない。なお、「防災計画」の作成に当たっては、園の置かれる環境により想定される災害（地震災害、津波災害、風水害など）が異なることから、想定される個別の災害への対策について記述するのが望ましい。
- ②地域の実情に応じた実効性のある計画となるよう、関係機関と連携のうえ、「防災計画」の作成に当たることとする。
- ③「防災計画」に定めなければならない事項は、以下のとおりであり、具体的な記載内容については、園の規模等各園の実情に応じて適切に定める必要がある。
 - 災害の発生時における園の防災体制に関する事項を定めるにあたっては、職員の業務分担及び指揮命令系統について定めることが適当である。
 - 災害の発生時における園児の避難誘導に関する事項を定めるにあたっては、避難場所及び避難経路を示す図面等の園内掲示、災害発生時における園児に対する職員の避難場所等の誘導方法等について定めることが適当である。

○災害の発生時を想定した避難訓練及び防災教育の実施に関する事項を定めるに当たっては、避難訓練の実施内容、実施回数、避難誘導方法や避難訓練の内容等について定めることが適当である。

○上記に掲げるもののほか、非常災害対策を図るために必要な措置に関する事項

- ④既に他の法令等に基づいて防災に関する計画（以下「他法令等計画」という。）を作成することとされている園については、「他法令等計画」と重複する記載事項がある場合は、重複しない記載事項の部分を「他法令等計画」に追記することで「防災計画」としてみなすことも可能である。
- ⑤非常災害対策を効果的に推進するため、作成した「防災計画」に基づく防災訓練を実施し、改善すべき点等について検討することとする。

Ⅲ 安全管理対策

ア 園において安全管理対策推進員の配置を義務化する。

イ 安全管理対策推進員は、次に掲げる業務を行う。

- ①処遇中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検を計画的に実施する。
- ②施設で使用する設備等について、衛生的な管理に努めるとともに施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。
- ③安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うよう努める。
- ④外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて必要な対応を行う。

IV 食育の推進

ア 園において、食育推進員の配置を義務化する。

イ 食育推進員は次に掲げる業務を行う。

- ①規則正しい生活習慣、食育に関する情報を提供するように努める。
- ②保護者への支援として、食への理解が深まり、食事を作ること、子どもと一緒に食べることに喜びが持てるよう、食生活に関する相談、助言の機会を作るように努める。
- ③子どもの発育及び発達の課程に応じた計画的な食事の提供や、食に関わる体験を実施するように努める。